

28. (Gno.73) 高等教育に関する法と制度の比較研究(比較高等教育法制研究会)

代表: 早田 幸政

2015/02/20(承認)2015 年度(開始)

【研究の目的】

日本の高等教育は、近代化の過程で諸外国をモデルと参考としつつ構築され、高度に発展してきたが、今日グローバル化を背景として、大きな法・制度の変動に直面している。そこで、本共同研究では、諸外国の高等教育に係る法と制度を比較の視点で調査研究するのみならず、教育学あるいは教育制度論といった隣接学問分野との連携により、日本の高等教育に関する法と制度の位相を明らかにし、その向上に貢献するものである。